# 第 7 回

# 秋田市農業委員会総会議事録

令和6年7月17日開会 即 日 閉 会

秋田市農業委員会

## 第7回農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年7月17日 (水) 午後2時から午後2時49分まで
- 2 開催場所 秋田市役所 正庁
- 3 委員定数 19人
- 4 出席農業委員 18人

1番	齊藤	善善	彦	2番	佐々木	吉	秋
3番	鈴木		昇	4番	白 岩		勝
5番	関	正	美	6番	相場	堅	_
7番	加藤		淳	8番	武藤	真	作
9番	星	容	子	10番	伊藤	洋	文
11番	三浦	宏	和	13番	佐々木	和	昭
14番	加賀屋	慎		15番	<b>鎌</b> 田	悦	雄
16番	佐々木	繁	明	17番	藤田		修
18番	佐々木	英	久	19番	佐 藤	き。	よ子

- 5 欠席農業委員
  - 12番 柴 田 ますみ
- 6 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 会期決定
  - 第3 会務報告
  - 第4 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
  - 第5 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
  - 第6 議案第31号 農用地利用集積計画(令和6年度第4号計画)に関する件
  - 第7 議案第32号 秋田市農地利用最適化推進委員の辞任について同意を求める件
- 7 事務局職員

事務局長	佐る	₹木	嘉	文	参	事	熊	谷		勝
副参事	伊	藤		弘	副参	事	住	谷	真	人
副参事	稲	葉		隆	主席	主査	Щ	本	郷	史
主席主査	勝	田	茂	満	主	查	幸	野	善	寿
主 査	鈴	木	百	愛	主	任	佐	藤	知	拡

- 8 書 記
  - 主席主查 石 井 香代子
- 9 議事録署名委員

8番 武藤真作 9番 星 容子

#### 10 議事

事 務 局 ただいまから、令和6年第7回農業委員会総会を開会いたします。

(能谷参事)

欠席の届出がありましたので、ご報告します。12番柴田ますみ委員でご ざいます。委員定数19名中、18名の出席であり、総会の出席委員は定足数 に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。

それでは、会長より、ごあいさつと議事の進行をよろしくお願いいたし ます。

佐々木吉秋会長

【会長あいさつ】

長 議

それでは、第7回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行 させていただきます。

日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に 指定しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。

同

異議なし。

議

異議なしの声がございますので、8番武藤真作委員と9番星容子委員に お願いいたします。

次に、日程第2の「会期決定」の件でございますが、これも慣例に従い まして、私の方から申し上げますので、ご了承願います。会期は1日間で 午後4時までといたします。

それでは、日程第3の会務報告に入らせていただきます。

はじめに、会務報告1の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第 1区域部会から第5区域部会まで順番に報告をお願いします。

4番自岩勝委員【第1区域部会の報告】

18番佐々木英久委員

【第2区域部会の報告】

15番鎌田悦雄委員

【第3区域部会の報告】

13番佐々木和昭委員

【第4区域部会の報告】

3番鈴木昇委員【第5区域部会の報告】

次に、会務報告2の「一般社団法人秋田県農業会議第99回常設審議委員 会」から会務報告4の「一般社団法人秋田県農業会議第41回理事会」につ いて、私から報告します。

【会務報告2から4までの報告】

次に、会務報告5の「秋田県農業会議女性協議会第21回総会および令和 6年度研修会」について、9番星容子委員より報告をお願いします。

9番星容子委員 【会務報告5の報告】

議

長 次に、会務報告6の「令和6年度第1回農地利用最適化委員会」につき

議 長|まして、事務局から報告をお願いします。

事 務 局

【会務報告6の報告】

(勝田主席主査)

議 長 次に、会務報告7の「農地法に係る諮問に対する答申について」から会 務報告12の「現況地目照会に係る回答について」までの6件について、事

務局より報告をお願いします。

事務局(住谷副参事)

【会務報告7から12までの報告】

議長以上で

以上で、会務報告の説明が終わりました。ただ今の会務報告につきまして、ご覧問して発見のなるために関いません。

て、ご質問、ご意見のある方はお願いいたします。

11番三浦宏和委員 はい、議長。

議 長 11番三浦委員、どうぞ。

11番三浦宏和委員 11番三浦です。8ページの5番について、譲渡人の方が、農地のまま所有して地目変更を行わなかったために、このような内容の届出になったと

いうことでしょうか。

議 長 事務局、お願いします。

事務局 そのとおりです。

議 長 他にございますか。

一同なし。

(住谷副参事)

議 長 ご質問がないようですので、次の議案に移ります。

はじめに、日程第4、議案第29号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、2件を上程します。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局(稲葉副参事)

議案書1ページの2件について説明いたします。

番号1。譲受人は、 。譲渡人は、 。

土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。

譲渡人は令和4年8月に申請地を相続しましたが、農業経験がほとんどなく、申請地は譲受人所有農地に隣接しており、以前から譲受人が管理してきたことから、贈与しようとするものです。

農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術は問題ないと考えられます。

農作業常時従事について、譲受人は年間200日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。

### 事 務 局

土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。

#### (稲葉副参事)

申請地は、譲受人が譲渡人の父と賃貸借権を設定し耕作していましたが、 令和6年6月に申請地を相続した譲渡人が処分を希望したことから、売買 による所有権移転を行うものです。

なお、申請地は抵当権が設定されているため、受渡人双方の同意書の提出を受け、農地法第3条で取り扱うものです。

農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業 機械一式を所有し、農業技術は問題ないと考えられます。

これら2件とも、地域との調和要件について、譲受人への権利移転による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われます。

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件を満たしていると考えます。

説明は以上です。

#### 議 長

次に、現地調査の報告をしていただきます。

番号1について、現地を調査した鎌田一推進委員から報告を受けた私から報告をいたします。

先ほど、事務局から話があったとおりで、特別問題はないと考えておりますので、よろしくご審議をいただければと思います。

次に、番号2について、現地を調査した16番佐々木繁明委員から報告を お願いします。

#### 16番佐々木繁明委員

16番佐々木です。現地は、私が耕作しているすぐ隣の田んぼでして、以前から作っているところなので、何ら問題ないと思います。よろしくご審議お願いします。

## 議 長

それでは、質疑を行います。

ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。

一 同 なし。

#### 議 長

ご質問等がないようですので、採決に入ります。

農地法第3条の規定による許可申請に関する件、2件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

#### 議

異議なしの声がありましたので、日程第4、議案第29号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、2件を原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、日程第5、議案第30号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、1件を上程します。

事務局から説明をお願いいたします。

### 事 務 局

それでは、議案書の2ページをご覧ください。

#### (勝田主席主査)

番号1。譲受人は 、譲渡人は 。施設の概要は一般住宅 への永年転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。

次に、農地転用許可申請説明資料の1ページおよび2ページをご覧くだ

事務局はい。申請地は位置図に記載のとおりです。

#### (勝田主席主査)

転用事業計画について、譲受人は家族でアパートに居住していますが、 手狭になったことから住宅を建築することとしました。住宅用地について、 子供が通学予定の小学校と同じ学区内であること等を条件に探したもの の、条件に見合う用地が当該農地以外になかったことから、申請地を選定 し転用しようとするものです。

立地基準について、農地位置は市街化調整区域内で農用地区域外、農地 区分は第3種農地です。

一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち資金計画は 自己資金および借入金、申請適格等は適合。工事着工および完了の期間は、 許可日から令和6年12月30日まで。他法令による許認可の処分は、都市計 画法第29条第1項許可見込。土地改良区等からの意見書は、畑のため不要 です。

被害防除において、隣接に対する措置はブロック塀および土砂流出防止 用縁石を設置する、排水計画において汚水・生活雑排水は公共下水道、雨 水は自然流下です。

現地は令和6年7月2日に確認しております。

説明は以上です。

次に、現地調査の報告をしていただきます。番号1について、現地を調 査した、熊谷護推進委員から報告を受けた、6番相場堅一委員から報告を お願いします。

#### 6番相場堅一委員

6番相場です。7月8日に熊谷護推進委員と一緒に現地を確認しており、 何ら問題はないと思いますので、ご審議よろしくお願いします。

#### 議 長

それでは質疑を行います。ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

#### 6番相場堅一委員

はい、議長。

#### 議 長

6番相場委員、どうぞ。

## 6番相場堅一委員

6番相場です。こういった質問をしてもいいのか悩んでいますが、本議 案に反対という訳ではなく、皆さんからアドバイスを頂ければと思い発言 させていただきます。

私の住んでいる仁井田大野地区は、10年ほど前から都市計画法上の「緩 和エリア」となり、宅地化が進んでおります。昨年度は17戸も増え、地区 にとっては大変よいことなのですが、その一方で、農業委員として懸念し ていることがあります。

農地転用許可申請説明資料の写真を見てもらうと分かりますが、道路に 近い位置から住宅が建築されることで、その奥の農地が取り残され、そこ へ行くための通路も確保できないというケースが増えています。

また、担い手も少ない現状でありますので、このような農地が「投げっ ぱなし」とされることで、耕作放棄地の増加につながらないかと懸念して います。

「耕作放棄地にならにように」ということで、農業委員会総会という場 でお話させていただいていますが、開発の在り方などを都市計画課に相談 した方がいいのかもしれませんし、どのように対応したらよいかよく分か 6番相場堅-委員 りません。

今回の案件については反対ではないんですが、今後どうしたらいいか、何かいい方法がありましたら教えていただければと思い、相談させていただきました。よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまのご質問について、議事を一度中断して、皆さんからご意見を 伺いますか。それとも最後に改めてご意見を伺った方がいいでしょうか。

6番相場堅一委員

お任せします。

議 長

それでは、後ほど時間をとって、この件について皆さんからご意見を伺 うことといたします。

他に、ご質問、ご意見はございませんか。

一同

なし。

議長

ご質問等がないようですので、採決に入ります。

今回は県農業会議への諮問が不要な案件です。

農地法第5条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

一同

異議なし。

議

異議なしの声がありましたので、日程第5、議案第30号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、日程第6、議案第31号、農用地利用集積計画(令和6年度第4号 計画)に関する件を上程します。

事務局から説明をお願いします。

事務局はじめては、

はじめに、所有権移転の2件について説明いたします。議案書は4ペー ジです。

番号1。受け手は 。出し手は 。土地の所在、面積等は、 議案書に記載のとおりです。

これを含む合計 2 件となっており、売買と贈与が 1 件ずつとなっています。

続きまして、利用権設定の3件について説明いたします。議案書は5ページから7ページまでです。

番号1。借り手は 。貸し手は。

これを含む合計 3 件について、土地の所在、面積等は、議案書に記載のとおりです。

なお、農地中間管理事業については、今月からすべて、協議事項の「農 用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取」で意見を伺うことに なっています。

以上、令和6年度第4号計画に関する案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明は以上です。

|議 長| それでは質疑を行います。ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

一 同 なし。

議 長 ご質問等がないようですので、採決に移ります。

これらの案件につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

一同異議なし。

議長 異議なしの声がありましたので、日程第6、議案第31号、農用地利用集積計画(令和6年度第4号計画)に関する件は、全て原案のとおり決定することにいたします。

次に、日程第7、議案第32号、秋田市農地利用最適化推進委員の辞任について同意を求める件を上程します。

事務局から説明をお願いします。

## 事務局(佐藤主任)

それでは議案書の8ページおよび9ページをご覧ください。

令和6年6月27日付けで、第2区域、下北手・横森・桜地区担当の平川 秀悦推進委員から、一身上の都合により7月17日をもって辞任したい旨の 申出がありましたので、農業委員会等に関する法律第23条の規定に基づき、 農業委員会の同意を求めるものです。

説明は以上です。

議 長 それでは、質疑を行います。

秋田市農地利用最適化推進委員の辞任について同意を求める件について、ご質問、ご意見等のある方はお願いします。

一 同 なし。

議 長 ご質問等がないようですので、秋田市農地利用最適化推進委員の辞任に ついて同意を求める件を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしの声がありましたので、日程第7、議案第32号、秋田市農地利 用最適化推進委員の辞任について同意を求める件を原案のとおり同意する ことに決定いたします。

> これをもちまして、議案の審議は全て終了いたしました。ご協力ありが とうございました。

> > (午後2時49分終了)